

2018年1月吉日

採用ご担当者様

東 海 大 学
キャリア就職センター
所長 水島 久光

「若者雇用促進法」施行に伴う対応についてのお願い

平素は、本学学生の就職につきまして格別のご高配を賜り、深く感謝申し上げます。

平成27年10月1日から、若者の適切な職業選択の支援に関する措置、職業能力の開発・向上に関する措置等を総合的に規定した若者雇用促進法が施行されております。新卒者の募集を行う事業主様は、求人申込みをした職業紹介事業者からの求めがあった場合は、3類型ごとに1つ以上の情報提供が義務となります。

本学におきましてもこの法令の趣旨に沿って、下記のとおり各事業主の皆様へ情報提供をお願いさせていただきますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

記

1. 情報提供項目

下記①～③の3類型ごとに1つ以上の提供をお願いいたします。

①募集・採用に関する状況	②職業能力の開発・向上に関する状況	③企業における雇用管理に関する状況
1) 過去3年間の新卒採用者数	1) 研修の有無、及び内容	1) 前年度の月平均所定労働時間の実績
2) 新卒離職者数	2) 自己啓発支援の有無、及び内容	2) 前年度の有給休暇の平均取得日数
3) 過去3年間の新卒採用者数の男女別人数	3) メンター制度の有無	3) 前年度の育児休業取得対象者数と取得者数(男女別)
4) 平均勤続年数	4) キャリアコンサルティング制度の有無、及び内容	4) 役員に占める女性の割合、及び管理的地位にある者に占める女性の割合
	5) 社内検定等の制度の有無、及び内容	

2. 情報提供の方法

以下の方法により情報提供のご協力をお願いいたします。

- ① ホームページでの公表、会社説明会での提供、求人広告への記載などによる、自主的・積極的な情報提供
- ② 応募者等から個別の求めがあった場合は、メールまたは書面による情報提供

3. 若者雇用促進法に基づく主な施策【参考】

- ① 事業主による職場情報の提供の義務化(平成28年3月1日施行)
- ② 労働関係法令違反の事業主に対する、ハローワークの新卒者向け求人への不受理(平成28年3月1日施行)
- ③ 優良な中小企業の認定制度の創設(平成27年10月1日施行)

以 上